

●香川県告示第327号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成28年11月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(資格審査の要件、格付及び再審査)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 資格審査の申請をする日の直前の10月1日 <u>(香川県外に主たる営業所を有する者にあつては、9月1日)</u> の直前のその者の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下同じ。）を受けた者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>舗装工事</u> A及びBの2段階</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">平均完成工事高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>舗装工事</u> 水道施設工事</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">設計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設工事の種類	平均完成工事高	土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>舗装工事</u> 水道施設工事	略	略		建設工事の種類	等級	設計金額	略			<p>(資格審査の要件、格付及び再審査)</p> <p>第3条 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 資格審査の申請をする日の直前の10月1日の直前のその者の<u>営業年度</u>終了の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下同じ。）を受けた者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 資格審査の結果に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、指名競争入札に参加できる者を次のとおり区分し、格付を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ほ装工事</u> A及びBの2段階</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">平均完成工事高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>ほ装工事</u> 水道施設工事</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">設計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設工事の種類	平均完成工事高	土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>ほ装工事</u> 水道施設工事	略	略		建設工事の種類	等級	設計金額	略		
建設工事の種類	平均完成工事高																								
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>舗装工事</u> 水道施設工事	略																								
略																									
建設工事の種類	等級	設計金額																							
略																									
建設工事の種類	平均完成工事高																								
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>ほ装工事</u> 水道施設工事	略																								
略																									
建設工事の種類	等級	設計金額																							
略																									

舗装工事	略
略	

ほ装工事	略
略	

附 則

この基準は、平成28年11月 1 日から施行する。